

滋賀県農業振興地域整備

基本方針(概要)

基本方針の趣旨

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく法定計画
- ・ 本県の農業振興地域制度の適切な運用を図るため基本的な事項を定めるもの
- ・ 「滋賀県農業・水産業基本計画」の分野別計画



第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保

- 1 農用地等の確保の基本的考え方
 - ・ 「食料安全保障の確保」等国指針に基づく優良農地確保と有効利用
 - ・ 農用地区域設定による農業振興施策の計画的かつ集中的な実施
 - ・ 地域計画に基づく農地集積・集約化の推進
 - ・ 荒廃農地の発生防止と解消
 - ・ 農業生産基盤の整備および保全
 - ・ 非農業的土地需要、公用施設整備や大規模プロジェクト等と農業上の土地利用や農業振興施策の円滑な推進
 - ・ デジタル化の推進による土地利用等の適切な把握

農用地区域内の農地(耕地)面積の目標 → 47,218 ヘクタール(令和17年)

- 2 農業上の土地利用の基本的方向
 - ・ 産業用地のニーズの高まりと農業上の土地利用や農業振興施策の円滑な推進
 - ・ 農業農村振興事務所の所管区域を単位として6農業地帯を設定(大津・南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島)

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模

- ・ 市町区域を単位として19農業振興地域を指定(総面積 106,597 ヘクタール)

第3 農業生産の基盤の整備および開発

- 1 基本的な方向
 - ・ 土地の生産性の向上、多面的機能の維持増進
 - ・ 農用地の集積・集約化を促進
- 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発
 - ・ 大区画化による省力化、土壌等の改善
 - ・ 農業用水の循環利用等環境に配慮した施設整備
- 3 広域整備の構想
 - ・ 用排水施設の長寿命化、アセットマネジメント手法による効率的・効果的な保全更新対策

第4 農用地等の保全

- 1 基本的な方向
 - ・ 農業従事者の減少等に伴う荒廃農地の増加
 - ・ 持続的な営農による農用地の保全が重要
- 2 農用地等の保全のための事業および活動
 - ・ 農地中間管理機構による農地の集積・集約化
 - ・ 中山間地域直接支払交付金制度による支援
 - ・ 獣害防止対策の推進
 - ・ 都市と農村との交流による保全活動
 - ・ 用排水施設等の適正な維持管理と計画的な改修

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進

- 1 基本的な方向
 - ・ 認定農業者と集落営農組織の経営基盤の強化
- 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
 - ・ スマート農業の推進、地域計画の将来像の実現
 - ・ 農業経営の複合化による土地利用の効率化
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

第6 農業の近代化のための施設の整備

- 1 基本的な方向
 - ・ 農用地の計画的な利用、農業生産基盤の整備
 - ・ 農畜産物の高付加価値化や販路の拡大
- 2 重点作目別の近代化の構想
 - ・ 生産性向上等のための施設・設備の整備促進

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備

- ・ 農業技術振興センター等の有効活用と充実
- ・ 農業農村振興事務所の継続的な就農相談活動
- ・ 県立農業大学校と農業高校の連携による農業教育の推進

第8 農業従事者の安定的な就業の促進

- ・ 農村地域の雇用創出、定住条件の向上
- ・ 農業の6次産業化の推進
- ・ 農村地域と調和のとれた産業の導入
- ・ 農福連携の更なる促進

第9 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

- ・ 多様な主体との連携・協働、コミュニティの維持
- ・ 農村公園、集会施設等の整備